

鳥取県雇用対策協定

第1条（目的）

この協定は、鳥取県と厚生労働省鳥取労働局（以下「鳥取労働局」という。）が、地域経済の活性化とくらしの向上を目指し、相互に密に連携して、正規雇用1万人チャレンジの推進や求職者の就職の促進と魅力ある県内企業の人材育成・確保支援を図るため、雇用対策に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

第2条（事業内容等）

鳥取県及び鳥取労働局は、次に掲げる事業の具体的な内容及び実施方法を定め、これを推進するために、定期的に協議を行うものとする。

- 1 若者と県内企業のマッチング（I J Uターン支援）
- 2 女性の就労支援
- 3 障がい者雇用の支援（鳥取モデルの充実）
- 4 産業施策と一体となった人材育成とマッチング
- 5 働き方改革の推進
- 6 ふるさとハローワークにおける雇用保険業務の実施及び地方版ハローワークに向けた協力体制の構築
- 7 その他鳥取県及び鳥取労働局がその都度必要と定めた事業

第3条（要請等）

- 1 鳥取県及び鳥取労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。
- 2 鳥取県及び鳥取労働局は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

第4条（運営協議会の設置）

- 1 鳥取県と鳥取労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために鳥取県知事を会長とする運営協議会を設置する。
- 2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。

第5条（情報の共有）

鳥取県知事と鳥取労働局長は、第4条第1項の事業計画の進捗状況について、情報の共有を行うものとする。

第6条（秘密保持）

この協定に基づく雇用対策に関する取組において、鳥取県及び鳥取労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

第7条（その他）

- 1 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、鳥取県及び鳥取労働局が協議の上定めるものとする。
- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間は、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、鳥取県知事及び鳥取労働局長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月31日

鳥取県知事

平井伸治

厚生労働省鳥取労働局長

河野 純一